

## 中継所への受入不可の内容について

	項目	判定内容	目視による判断目安	事例・基準類など
物理的な性状	最大径	概ね10cm以下	こぶし大程度	
	性状	水分が多く、土砂が柔らかい状態では無いこと	ダンプアップしたときに山状となり、その上を人が歩けること、くるぶしが埋まらないこと	
		流動性が無いこと	中継所ゲートにおいて、土砂表面に分離した水分が溜まっていないこと	
			中継所ゲートにおいて、荷台から水分が漏れていないこと	
	その他	悪臭を放たないこと	人の嗅覚により悪臭が確認されないこと	
		廃棄物等の混入が無いこと	がれき（レンガ、路盤材含む）、金属、枝葉、消石灰、空き缶、紙屑、廃プラスチック、改良土 <sup>※1</sup> 、油分等を含まないこと	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される産業廃棄物に該当するもの
土質区分基準	第1～4種建設発生土	コーン指数 $q_c=200\text{kN/m}^2$ 以上 シルト粘土、有機質土の含水比80%以下		国土交通省「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）
運搬方法	積載量(m <sup>3</sup> )	10t車の場合、荷台に土砂を均した状態で、荷台枠の上端から6cmを超えて積載していないもの <sup>※2</sup>		
	車種	ダンプ車以外、アームロール車、深ボディ、さし枠の取付等は受入できません。		

注) 上記のいずれかでも満たさない場合は受入できません。持ち帰って頂くことになります。

※1横浜市港湾局新本牧事業推進課と事前に協議し許可を得たものを除く

※2これにより難しい場合は横浜港埠頭株と協議すること

## 【受入不可の内容の解説】

### < 物理的な性状に関して >

物理的な性状に係る項目（最大径、性状等）については、搬入時（中継所ゲートでの監視・確認時及びダンプアップ時）に監視員が目視で確認します。目視確認の結果、監視員が受入れ不相当と認めたときは受入れ出来ません。持ち帰っていただくこととなりますのでご注意ください。

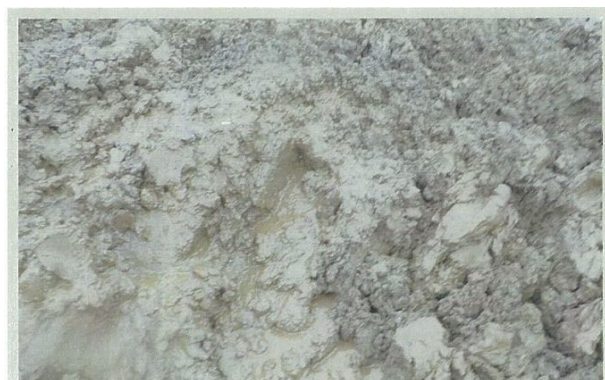
#### (1) 最大径

○中継所における土作業の安全性の確保，建設発生土を活用した埋立工事、地盤改良工事，土地造成工事に支障を及ぼさないという観点から，最大径が10cm程度以下としています。

#### (2) 性状

##### 1)水分が多く，土砂が柔らかい状態で無いこと

○受け入れた土砂は，中継所の仮置きヤードにおいて山積みストックするため，盛土材として取扱い（取り回し）が可能な土砂性状であることとします。ダンプアップした際に山状となり，その上を人が歩けるか否か、足のくるぶしまで埋まるか否かで判断します。



< 水分を多く含む建設発生土の事例 >

##### 2)流動性が無いこと

○運搬前に流動性は呈さず，水分も認められない状態であっても，運搬過程で練り返しにより流動化した土砂や表面に水分が浮いた土砂は，受入れ出来ません。

○土砂の表面上に水分が認められない場合でも，トラックの荷台から水漏れが確認される場合には，受入れ出来ません。

○トラック停車時に荷台の土砂に揺れが認められる場合は，流動性を有するものと判断し，受入れ出来ません。



< 土砂表面に水分が溜まった状態の事例 >

#### (3) その他

##### 1)悪臭を放たないこと

○人の嗅覚により臭気の有無を判定します。なお，困難な場合は，「油汚染対策ガイドライン」（平成18年3月中央環境審議会土壌農薬部会土壌汚染技術基準等専門委員会）に定める「油臭の測定方法」を参考に判断する場合があります。

表1 油臭の程度の表示例

段階	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(注) この表は、調査を行う作業者が調査レポートを取りまとめたりする際の作業上の目安の例であって、何らかの基準値や標準を示すものではない。油臭の感じ方は臭いに敏感にならざるを得ない土地の使い方がどうか、原因となっている鉱油類の種類や性状等によって様々であり、表1中どの程度をもって油臭ありと判断するかはケースバイケースである。

## 2) 廃棄物等の混入が無いこと

- 道路の掘削工事で発生する上層及び下層の路盤材（再生砕石、砕石（自然石））、レンガや瓦は、「工作物の除去に伴って各種廃棄物」であり、産業廃棄物の「がれき類」に該当しますので、これらが混入している建設発生土は受入れ出来ません。
- 上記が確認された場合、同日中は同一事業者の土砂は持ち帰りいただくことになります。
- 改良土は、横浜市港湾局新本牧事業推進課と事前に協議し許可を得て改質されたものは除きます。

### 廃棄物の混入事例



### <土質区分基準に関して>

#### (1) 第1～4種建設発生土

- 国土交通省「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に規定される土質区分において、第1～4種建設発生土を受入れ対象とします。
- 上記、土質区分に示されるコーン指数  $qc=200\text{kN/m}^2$  以上、含水比80%以下を目安とします。汚泥に区分されるコーン指数  $200\text{kN/m}^2$  未満の土砂は受入れ出来ません。契約者側で適切な判断をお願いします。